7 前項本文の規定による資格確認書の送付があつたときは、当該学校法人等は、遅滞なく、これを当該加入者に送付しなければならない。

8 加入者は、資格確認書の再交付を受けた後において、滅失した資格確認書を発見したときは、直ちに、これを、当該学校法人等を経て、事業団に返納しなければならない。

9 加入者は、資格確認書の検認、更新又は記載事項の訂正のため、その提出を求められたときは、直ちに、これを、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

10 事業団が資格確認書の検認又は更新を行つた場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は、無効とする。

（法第二十五条において準用する組合法第五十三条の二第二項の文部科学省令で定める方法）

第二条の二 法第二十五条において準用する組合法第五十三条の二第二項の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録された第一条の七第三項各号に掲げる事項を共済運営規則で定める様式により映像面に表示する方法とする。

（加入者資格証の交付）

第二条の三 事業団は、加入者の資格を取得した者であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対し、加入者資格証を交付する。

一 法第三十九条第一項の規定により法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

二 法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付を受けることができる者

（加入者資格証の提出等）

第二条の四 第二条の規定は、加入者資格証について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項各号に掲げる事項」とあるのは「記載事項」と、「（書面に限る。以下のこの条において同じ。）を」とあるのは「を」と、同条第四項中「様式第九号による申請書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

（資格情報通知書による通知）

第二条の五 事業団は、加入者の資格を取得した者又は被扶養者を有するに至つた加入者（第二条の三に規定する加入者資格証の交付を受ける者を除く。以下この条において同じ。）に対し、当該加入者又はその被扶養者の資格に係る情報として、次に掲げる事項を書面又は電磁的記録（以下「資格情報通知書」という。）により通知しなければならない。

一 当該通知に係る加入者又はその被扶養者の氏名

二 加入者等記号・番号、保険者番号及び事業団の名称

三 資格取得年月日及び通知年月日

四 その他必要な事項

2 事業団は、前項の規定による通知をする場合には、次に掲げる事項を併せて通知するものとする。

一 前項各号に掲げる事項は、加入者及びその被扶養者が自らの資格に係る情報を確認するために通知するものであり、これらの事項の提示のみでは保険医療機関等（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）において加入者又はその被扶養者であることの確認を受けることができないこと。

［項を加える。］

5 加入者は、加入者証の再交付を受けた後において、滅失した加入者証を発見したときは、直ちに、これを、当該学校法人等を経て、事業団に返納しなければならない。

6 加入者は、加入者証の検認、更新又は記載事項の訂正のため、その提出を求められたときは、直ちに、これを、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

7 事業団が加入者証の検認又は更新を行つた場合において、その検認又は更新を受けない加入者証は、無効とする。

［条を加える。］

（加入者資格証の提出等）

第二条の二 加入者は、その氏名に変更があつたとき、法第十六条ただし書に該当するに至つたとき又は当該学校法人の内部において所属学校を異動したときは、加入者資格証を、直ちに、当該学校法人を経て、事業団に提出しなければならない。

2 前条（第一項を除く。）の規定は、加入者資格証について準用する。

［条を加える。］